

「男女の協働」とキリスト教公共哲学

賀川ハルが覚醒婦人協会(1921-23)において目指した婦人運動¹

岩田三枝子

(東京基督教大学専任講師)

序 大正期における女性運動・労働運動・キリスト教の興隆と覚醒婦人協会

大正期は、デモクラシー機運の高まりの中で、無産階級と呼ばれる庶民が社会において存在感を増す時代であった。庶民の労働環境や人権への関心が高まり、労働運動が展開された。また、女性の人権をめぐる活動も展開された。同時に、下級武士階級を中心に受容されていた明治期までのキリスト教が、学生やサラリーマンなどの「近代的な知識人」やミッションスクールで教育を受けた信徒たちによって担われた時期とされる²。

このような時代の文脈の中で展開された活動の一つが、覚醒婦人協会である。覚醒婦人協会は、1921年3月から1923年8月までの約2年半にわたる労働者階級の女性のための婦人運動である。賀川ハル(1888-1982)³、長谷川初音(1890-1979)⁴、織田やす(1883-1947)⁵という、いずれも30代のキリスト者である女性たちを中

-
- 1 本稿は、「共立基督教研究所 研究助成」の共同研究(2012-13年度)による研究成果の一部であり、2012年日本基督教学会における口頭発表「賀川ハルと覚醒婦人協会——女性・労働・キリスト教信仰」の前半部分を加筆・修正したものである。
 - 2 大正期の新しいキリスト教信徒像については、次の文献を参照。小野静雄『日本プロテスタント教会史 上—明治・大正篇』(聖恵授産所出版部、1986年)226-230頁
 - 3 神戸スラムでの救済活動に始まり、生涯、夫・賀川豊彦と共に社会的活動に携わった。賀川ハルの生涯については、次の文献が詳しい。加藤重『わが妻恋し——賀川豊彦の妻ハルの生涯』(晩聲社、1999年)。
 - 4 神戸松蔭女学院、神戸女学院等で教鞭をとる。1935年日本組合教会の女性牧師となり、芦屋浜教会、六甲キリスト教会などを設立。長谷川初音の生涯については、次の文献を参照。竹中正夫『ゆくてはるかに——神戸女子神学校物語』(教文館、2000年)。
 - 5 1905年にキリスト教の洗礼を受ける。神戸女学院で教鞭をとり、オバリン大学にて聖書文学を専攻する。1931年から1941年までは恵泉女学院にて教鞭をとり、讚美歌の邦訳(28番、76番など)も行っている。織田やすの生涯については竹中、前掲書を参照。

心発起人として結成された⁶。演説会開催や機関誌『覚醒婦人』の発行等の活動を展開し、労働婦人の人権問題や労働環境の改善を訴えた。覚醒婦人協会は、女性の人権、キリスト教、労働者という大正期を反映する三つの要素を併せ持つという点で、大正デモクラシーを象徴する活動であるといえる。活動が当時の新聞記事として幾度も誌面上に取り上げられたことも、この活動がいかに時代の必要と期待に迎えられていたかを示しているだろう。また、覚醒婦人協会の設立は、大正期から昭和初期にかけて興隆した婦人運動史の創成期にあたる点からも、その分野の先駆的役割の一端を担ったともいえる。

先行研究における覚醒婦人協会は、二つの視点から扱われることが多い。一つ目は、大正期から昭和初期の婦人運動を「市民運動と無産者運動」という二つの潮流に分類したうえで、覚醒婦人運動を「無産者運動」の流れに位置づける⁷。二つ目は、覚醒婦人協会に先立って創設され、かつ賀川豊彦・ハル夫妻とも関わりの深かった新婦人協会の影響を受けて設立された「婦人の権利獲得・地位向上をめざす」運動の流れに位置づける⁸。しかし、キリスト者が中心となって創設された活動でありながら、キリスト教の視点から、活動の背景にある思想や意義を問うた研究は、管見の限りこれまでなかった。

覚醒婦人協会に関して現在残されている資料は少なく、日本の婦人運動史においてもほとんど取り上げられることはないため⁹、覚醒婦人協会についての言及は先行研究の中でも多くが断片的な部分にとどまっている。そのような中で、覚醒婦人協会の活動の趣旨や目的、内容を知ることができる一次資料として、主に二点を挙げることができる。一点目は、覚醒婦人協会の宣言文や綱領である。覚醒婦人協会の顔ともなるこれらの資料からは、覚醒婦人協会のめざした方向性が明らかにされる。二点目は、覚醒婦人協会が毎月発行していた機関誌『覚醒婦人』である。ここからは、主要記事をはじめとして、会員名簿やお知らせといった欄からも、協会の背後の様々な情報を得ることができる。

本稿の目的は、宣言文や綱領、そして機関誌『覚醒婦人』といった一次資料の分

6 三原容子編『賀川ハル史料集』第1巻、緑蔭書房、2009年、378頁

7 例えば、鈴木裕子編『日本女性運動資料集成—生活・労働 I』第4巻（不二出版、1994年）23頁。

8 例えば、千野陽一『近代日本婦人教育史』（ドメス出版、1979年）240頁。

9 例えば、石月静恵『戦間期の女性運動』（東方出版、1996年）では、二つの世界大戦の間の女性運動を網羅的に扱うが、覚醒婦人協会は取り上げられていない。新婦人協会の文脈の中で、講演を行ったとして賀川豊彦・ハル、長谷川初音の名前が取り上げられているのみである。

析により、特にキリスト教公共哲学¹⁰の視点において覚醒婦人協会の性格を明らかにし、その現代的意義を提起することである。第1節では覚醒婦人協会の概略を紹介する。次に、第2節では宣言文や綱領の内容から、そして第3節では機関誌『覚醒婦人』の書誌内容から、賀川ハルが目指した覚醒婦人協会の特徴を浮き彫りにする。最後に結論として、覚醒婦人協会の今日的意義を提起したい。

第1節 覚醒婦人協会略史

覚醒婦人協会の活動の概略は、以下のようになる¹¹。1921年3月2日に発起人会が開かれた。同月27日に覚醒婦人協会主催の演説会が催され、その中で賀川ハルは「労働婦人の立場」と題した演説を行った。1922年1月には機関誌『覚醒婦人』が創刊された。その後、機関誌はおそらく毎月発行され、20号まで発刊された。賀川ハルは1922年12月に長男を出産しているが、覚醒婦人協会の活動は継続され、1923年4月21日、覚醒婦人協会の総会にて5つの新綱領が決議された。同月29日には「覚醒婦人協会大演説会」が開催され、5月11日に賀川ハルの自宅で委員会が開かれた。その4か月後の9月1日、関東大震災が起り、被災地の救済活動のために賀川一家は関東に移った。『覚醒婦人』はその前月の8月20日発行が最後となり、それ以降の資料からは、覚醒婦人協会再開の記録はみられない。

第2節 覚醒婦人協会の宣言文・綱領

(1) 宣言文

1921年に発表された宣言文と1921年と1923年に発表された綱領から、覚醒婦人協会の特徴を考察したい。宣言文は以下のとおりである。

-
- 10 公共哲学は従来の啓蒙主義から発展してきた自由主義イデオロギーの価値中立を否定した価値負荷哲学である。キリスト教の観点からの公共哲学を、本稿では「キリスト教公共哲学」と呼ぶ。キリスト教の観点からの公共哲学の詳細については、例えば、次の文献を参照。稲垣久和『公共の哲学の構築をめざして——キリスト教世界観・多元主義・複雑系』（教文館、2001年）、稲垣久和『宗教と公共哲学——生活世界のスピリチュアリティ』（東京大学出版会、2004年）。
- 11 この覚醒婦人運動の時間的経緯については以下の文献を参照。三原容子による『賀川ハル史料集』第3巻（緑蔭書房、2009年）の「史料集解説」（435-438頁）、および「愛妻 ハルの幸い、社会の幸い」（『ともに生きる』松沢資料館、2010年、76-87頁）。

私達は新しい時代に目醒めたものであります／今日の日本の女子は余りに過去の因習に捕はれて自己の地位を見縊り過ぎて居ります／今日迄に政治的権利は勿論の事家庭の地位さへ十分与へられなかつたのであります／日本の産業は多く女子に依つて為され他の文明国で見ることの出来ない地方の女子の労働者丈でも十幾万人を数へると云ふ有様であります／又一方公娼の数は各国に比較して最大多数を示し女子教育の進まず離婚の数は高く産児死亡率は増加し日本の女子は文明の余沢に漏れて居るのではないかと思はされて居るのであります／それで私達は茲に覚醒して自己の地位を改善せねばならぬと思ふのであります／併し私達はあく迄女らしく決して男子を敵としてではなく其協同者としてたちたいのであります、今日迄の殺伐なる文明に引代へて私達は女性美の光る文明を打ち建てたいものであります／今は実に女性の目醒むべき秋であります¹²

ここでは、後に見る綱領の特徴とも関連した二つの特徴を指摘したい。

一点目は、男性と女性とを「協同者」として言及している点である。「私達はあく迄女らしく決して男子を敵としてではなく其協同者としてたちたい」、また、「私達は女性美の光る文明を打ち建てたい」とも述べている。それは、男女の関係性において、ただ女性が男性から自立するというのではなく、また女性が男性と同等の権利や地位を取得するというだけでもなく、女性としての特質を活かしながら、かつ男性と協働して働くという視点を持つ。例えば、覚醒婦人協会と同時期に設立され、賀川夫妻とも関係の深かった新婦人協会の綱領の冒頭には、「婦人の能力を自由に発達せしめるため男女の機会均等を主張すること」¹³とあるが、これは、男女同権を目標として、女性の権利を主張し、その獲得をめざすものといえる。しかし覚醒婦人協会のかかげる「協同者」としての視点は、男尊女卑思想の中で「男性に仕えるための性」でもなければ、単に権利上における対等をめざすものでもない。「政治的権利は勿論の事家庭の地位」が認められた上で、それぞれの性の特質を認め、活かしながら、かつ良きパートナーシップを築き上げることによって、男性及び女性が単独で果たすよりもさらに良い家庭生活や社会を生み出していくとい

12 三原編、前掲書、389頁。1922年発行『日本労働年鑑』からの出典となっているが、1921年5月20日の『労働者新聞』の記事内容に照らし合わせて、1921年3月発足当時に発表された事業の内容と宣言であると判断した。なお、引用にあたり、旧字体は新字体に改めた。

13 折井美耶子・女性の歴史研究会編『新婦人協会の研究』ドメス出版、2006年、275頁

う男女協働の立場である。男女が同質になることを目指すのではなく、男女のそれぞれの特質を良きものとして受け入れつつ、男女が協力して働くことを覚醒婦人協会が目指していることをふまえ、以下、本稿では引用以外においては「協働」の語を用いていきたい。

二点目は、包括的な視点である。まず、女性はこれまで「政治的権利」と「家庭の地位」が十分に与えられていなかった、とする。そこで、「覚醒して自己の地位を改善」する必要があるのだが、その最終目的は、新しい「文明を打ち建て」ることだ、という。ここでの「文明」とは何を指しているのだろうか。政治的領域と家庭の領域で女性の地位が低いので、その双方の領域で地位の向上をめざしましょう、というだけのことではないだろう。「文明」と表現するには、先の「政治」と「家庭」の両方の領域を含んだうえで、さらに包括的な領域を指していると考えることが自然であろう。つまり、「自己の地位を改善」することを通して、この世界をも変革する、という実に壮大なビジョンにまで発展している。

(2) 綱領

次に、1921年に発表された綱領と、1923年に改訂された新綱領の比較から、覚醒婦人協会の強調点の変化を考察する。1921年の綱領は下記のとおりである¹⁴。

- 一、男女協働の力により社会を改造すること
- 二、女子の地位を高め婦人参政権を獲得すること
- 三、婦人労働者の労働条件を改善すること
- 四、女子として奴隷的職業に屈従せるもの即ち娼妓その他忌むべき地位に居るものを解放する事
- 五、母性の権利を保護し、社会に対しては女性として幼年児童の地位を保護する任に当ること

1923年に改訂された綱領は下記のとおりである¹⁵。

- 一、男女の協働の力により新社会の建設を期す
- 二、女子労働組合の促進を期す

14 鈴木編、前掲書(1994年)、209頁

15 鈴木編、前掲書(1994年)、198頁

- 三、消費組合組織の促進を期す
- 四、労働婦人に対する啓蒙運動を起す事
- 五、婦人参政権及び世界平和運動の促進を期す
- 六、廢娼、禁酒を期す

1921年綱領と1923年改訂版を比較すると、一に関しては、どちらも男女協同の社会を掲げている点で共通している。「労働婦人」のための活動であるにもかかわらず、綱領の冒頭に「男女」と掲げられる点は、一見すると違和感があるようにみえるかもしれない。他の婦人運動では、冒頭に掲げられる多くが、女性の権利や立場についての言及であることと比較すると、稀有な内容であるといえる¹⁶。この社会が男性のみ、または女性のみから成り立っているのではなく、まさに両者の協働であるという理解、そして、両者の対立ではなく、協働がなければ男性も女性も幸福になることはできない、という宣言文でも触れられていたものと同様の信念がみられる。

また、この「協同」の文言には、「個」に対峙する概念としての主張がうかがえる。例えば、先述した新婦人協会の1920年の綱領の冒頭では、「婦人の能力を自由に発達せしめるため男女の機会均等を主張すること」と述べられる。この二つの綱領を比較すると、新婦人協会では「個人」としての「婦人」の権利が最初におかれるが、それに対して覚醒婦人協会では「協同」の社会建設を最初におく。ここには、「個」と「協同」の対比がみえてくる。

1921年綱領「三、婦人労働者の労働条件を改善すること」に相当するのが、1923年綱領「二、女子労働組合の促進」と並んで、「四、労働婦人に対する啓蒙運動」だろう。「労働条件を改善」という漠然としたイメージから、「労働組合の促進」と「啓蒙運動」へと、より具体的な取り組みへの変化がみられる。

1923年綱領の「三、消費組合組織の促進」は、1921年綱領にはみられなかった新しい視点である。単に女性の労働環境そのもののみならず、女性の生活世界全体をも視野に入れている点が興味深い。一人の女性の幸福は、ただ限定された範囲の環境を改善すればよいのではなく、その女性に関わるすべての生活世界が生る幸福に関連しているがゆえに、たとえ「労働環境の改善」が第一の目的だとしても、それだけにとどまらず、より広い視野の必要性が示される。

16 例えば、全国婦人同盟の綱領は次のようになっている。「……婦人の特殊なる地位に応じてその向上と知能の啓発を期す」「凡ゆる不合理なる婦人の隷属的地位の改革を期す」(石月、前掲書、257頁)。

1923年綱領の「二、女子労働組合の促進」と「三、消費組合組織の促進」に注目すると、どちらも1921年綱領にはない「組合」に言及されている。1921年の時点では必ずしも組合の視点は明確ではなかったが、1923年の時点では組合運動を活動の中核として明確化したということだろう。またこの順序においては、「労働婦人」のための活動である限りは、まず「女子労働組合」の設立は急務であり、それに対して「消費組合組織」は労働婦人たちの職場環境以外における生活状況をも含めた改善のために、その次の課題として取り組んでいきたいということだろうか。

また、1923年綱領においては、並べられている項目の順序そのものが、協同体である組合運動を、覚醒婦人協会を中心として重視する視点があらわれている。公共哲学においては、公共領域における友愛と連帯が強調されるが¹⁷、この協同体としての連帯があつてこそ、四以下にある「労働婦人」個人としての人権の尊重へと導かれていくということだろう。公共哲学的な発想からみるならば、個人が単独で直接「公」（＝国家、政府）の世界での権利獲得を主張するのではなく、様々な「公共」領域（＝市民社会）における中間団体の必要性をめざしていることになる。

1923年綱領では、「五、婦人参政権」の前に、「労働婦人に対する啓蒙」が置かれるが、これは、参政権獲得の前には、まず一人一人の意識の改革があつてこそ、ということを示しているのだろう。個人の意識の改革がなく、形だけの参政権獲得では、覚醒婦人協会がめざす本来の男女の協働が形成し得ないことが意図されているのではないだろうか。

1921年綱領「二、女子の地位を高め婦人参政権を獲得すること」に相当するものが、1923年綱領「五、婦人参政権及び世界平和運動の促進」であるが、1923年綱領ではさらに、1921年にはなかった「世界平和」への言及がある。1923年綱領には、1921年綱領の「五、母性の権利を保護し、社会に対しては女性として幼年児童の地位を保護する任に当ること」に直接相当する部分がなくなっているが、「世界平和」の中に、社会における女性の母性の権利と幼年児童の保護の意味を含ませているのかもしれない。

1921年綱領「四、女子として奴隷的職業に屈従せるもの即ち娼妓その他忌むべき地位に居るものを解放する事」に相当するものが、1923年綱領「六、廢娼、禁酒を期す」だ。1923年綱領では、廢娼に関する項目と共に、1921年にはなかった禁酒の項目も含まれている。一見関連のない廢娼と禁酒が並べられているが、これは

17 公共哲学における「友愛」と「連帯」に関する議論は、次の文献を参照。稲垣久和『公共福祉とキリスト教』（教文館、2012年）。

廃娼運動と禁酒運動を展開したキリスト教婦人団体である矯風会の活動からの影響も推測できる¹⁸。

1921年綱領と1923年綱領を比較すると、次のようなことがいえる。まず、活動の骨格となる理念に大きな変化はない。「男女の協同」が掲げられている点、婦人参政権、婦人労働者の環境改善、廃娼運動は、どちらの綱領にもみられる。これらは、継続的な活動とされていたのだろう。その一方で、1923年綱領は、文面がより端的に洗練された形になっているだけではなく、その活動の方向性がより具体的、またより包括的に示されている。「労働条件を改善」とするだけではなく、具体的に「女子労働組合の促進」と「消費組合組織の促進」を掲げる。また、単に労働に関する改善を視野に入れるだけではなく、「消費組合」という女性の全生活領域を射程に入れている。また、日本社会の労働者の環境だけではなく、「世界平和」という用語により、「世界」への広がりと共に、「平和」という、労働環境を超えた包括的な領域をも視野に含んでいる。

特に、その後の覚醒婦人協会の方向性をより具体的に示していたと考えられる1923年綱領には、次のような傾向をみることができる。第一に、公共性の高い領域から、私的な領域へとという並べ方である。まず、「男女の協同」による社会が掲げられ、次に組合運動、そして個人に関する啓蒙や権利といった内容が並ぶ。第二に、同じ領域の中では、緊急性の高い事項から、広い生活範囲を含む事項へと並べられている。二と三では同じ組合運動に関する項目であるが、まず労働組合があげられ、次に消費組合があげられる。また、四から六はすべて個人に関わる課題であるが、まず女性自身の意識の改革、そして参政権、そして個人の倫理的な生活に関するに順に並べられている。

以上、宣言文と綱領の内容から、次のことがいえる。第一に、包括的な視点である。宣言文では「文明を打ち建てたい」と述べているように、男女の協働の視点によって男性だけでなく女性だけでもない両者の協力による文明の実現、そして「労働組合」だけではなく「消費組合」をも含む全生活領域を対象としている。第二に、組合運動の重視である。連帯による組合運動を活動の具体的な方法として取り入れていこうとしている。

18 千野、前掲書、63頁

第3節 機関誌『覚醒婦人』書誌内容の分析

次に、覚醒婦人協会が発行した機関誌『覚醒婦人』の書誌分析によって、覚醒婦人協会の特徴を明らかにする。

(1) 『覚醒婦人』概略

『覚醒婦人』は1922年1月から1923年8月にかけて発行され、20号までである。現在入手可能な号は、2号、11号、17号、18号、19号、20号である¹⁹。これは、全号の約三分の一に過ぎないが、覚醒婦人協会の方向性や特徴を把握するためには、完全とはいえないまでも、有効ではあるだろう。表紙はなく、1ページ目上部に題字と目次が記してある。8ページ立ての機関誌であり、毎月20日発行になっている。2号は1922年2月に発行されており、20号が1923年8月発行となっているので、計算上は、毎月定期的に発行されていたことになる。

賀川ハルが発行兼編集者となっており、発行所である覚醒婦人協会の住所も賀川ハルの自宅住所と同様であることから、賀川ハルが覚醒婦人協会の中心的役割を担っていたことは明らかである²⁰。

(2) 欄の特徴と傾向

『覚醒婦人』の主な各記事欄²¹を内容別に分類すると下記ようになる。

○学術的啓蒙記事

・労働環境関連（製糸女工の寄宿舎生活報告など）8件²²

19 このうち、第11号は『賀川ハル史料集』には未収であったが、第11号は発見されている機関誌の中で唯一の中期にあたる号として、覚醒婦人協会の初期から後期への移行の経過を知らせてくれる貴重な手立てとなる。

20 『覚醒婦人』では、「賀川はる」と記されている。第2号では、住所が「神戸市北本町六丁目三番」であるが、第11号(1923年5月発行)以降は「神戸市北本町六丁目二〇」となっている。これは、「子供が生まれてから貧民窟の表側に小さな家を借りて、初めて二階建ての家で子供を育てることにしました」とある賀川豊彦の記述(三原編、前掲書、63頁)と照らし合わせると、賀川一家の引越しが反映されたものと考えられる。

21 会員名簿や会計報告、広告、「編集室より」等を除いた記事。

22 職業を持つ女性の労働環境に関する記事数は、組合関係の記事数と並んで最多であることから、労働者女性を対象としている様子がうかがえる。

- ・組合関連（英国の婦人消費者組合の歴史など）8件
 - ・経済関連 3件
 - ・参政権関連（婦人参政権問題についてなど）2件²³
 - ・平和問題 2件
 - ・その他（平和問題、母性に関する記事、婦人大会への参加報告など）13件
- 体験談（女性教員、女工体験談など）5件
- 創作物語、ポエム 12件²⁴

『覚醒婦人』の記事に見られるいくつかの点に言及したい。

一点目は、ブルジョア対プロレタリアの構図である。『覚醒婦人』には、プロレタリアとしての自己認識がみられる（以下、下線は筆者による）。

最近に至つて労働階級の間から真面目な研究団体が現れて来たことは注目すべきことであります。²⁵（『覚醒婦人』19号）

プロレタリアとしての自己認識は、次のようなブルジョアに対する痛烈な批判の言葉ともなつて現れる。

今日迄の日本の婦人運動は、（中略）時間と経済の余裕を持つ少数のブルジョア式お転婆婦人の紅唇から漏れ出た男子に対する怨言（中略）に過ぎないものである。²⁶（『覚醒婦人』17号）

ブルジョアが寄生して居る現在の制度には実は彼等も責め苛まれて居るのだ（中略）頭ばかりで手足のないブルジョア彼等は根のない大木に住み着いている哀れな虫だ²⁷（『覚醒婦人』19号）

23 網領において「婦人参政権」への取り組みを掲げているが、記事数としては2件にとどまっていることから、活動の中心ではなかったことが推測される。

24 件数としては多いが、一記事が短いため、分量としては多くを占めていない。

25 三原編、前掲書、424頁

26 三原編、前掲書、405頁

27 三原編、前掲書、419頁

今日の社会に於いて相対立する階級はブルジョアとプロレタリアの二つしか無い。(中略)ブルジョアの退廃的芸術、宗教、哲学に迷はされ、或はこれ等に逃避してはならない。神秘的、夢幻的、独りよがりの麻醉にかかつてはならぬ。それはブルジョアの贅沢産物でないにしても、我等とは何の関係もない第三者の夢であるからである。²⁸ (『覚醒婦人』20号)

また、プロレタリアであるという意識から、実際的な問題を取り扱い、実際の行動を起こすことが重要視される。

今日の急務は、先ず婦人の先覚者が、教会より工場に入る事である、讚美歌を歌う代りに、彼女らと働くことである。²⁹ (『覚醒婦人』17号)

私共の運動は思想的遊戯を極力排して、理想を指して民衆と共に、着実に歩みたいと思ひます。故に一人にても多数の同志の方を迎えて力強い實際運動を起こしたいと思ひます。³⁰ (『覚醒婦人』18号)

上記の内容から、覚醒婦人協会はプロレタリアの女性たちを対象としていたといえる。しかし、「ブルジョア対プロレタリア」という構図は、例えばコラム欄のように小さな記事欄の内容にとどまっていることから、筆者は、覚醒婦人協会のより大きな目的はこのような対立的構図の中にはないと考える。覚醒婦人協会がめざした方向性は、むしろ、巻頭言などの誌面を大きく占める主要記事にこそ現れる。それが、次に見る二点目の特徴である。

二点目の特徴は、男女の協働である。藪下正太郎による巻頭言として、『覚醒婦人』18号に次のような記事がある。少し長くなるが、次にあげる特徴とも関連するので、引用する。

真の生活革命運動は男女共同の努力によらなければとても成功しません。私共の全人的生活は男女の融合によつて創造されるのです。私共に授けられた尊い生命は愛に結ばれた男女の純潔なる聖き合一によつてのみ成長してゆきます。

28 三原編、前掲書、429頁

29 三原編、前掲書、405頁

30 三原編、前掲書、415頁

男女の純潔なる聖き合一は一夫一婦の家庭生活として現はれたのです。(中略) 英国に「婦人消費組合協会」という婦人団体が生まれました。(中略) 婦人は(中略) 組合管理委員会の委員となつて男子と協同にて組合の綱要又は方針を左右する必要のあることを力説し且証拠立てたのです。(中略) 私共の目的は私共自身の進歩向上のため自由を求め、家庭、販売店、工場及び国家における男女の平等的協同を求めて、社会全体の人々の幸福のために、消費組合運動を通して働くことです(中略) 消費組合運動の果さんとする生活革命の実現は、人間としての男女の完全なる自由と平等を確立する新しい社会の誕生だからであります。³¹ (『覚醒婦人』18号)

男性中心的な家制度が残る大正期において、この内容は二つの点で興味深い。第一に、女性からの男女平等の権利の提唱ではなく、男性からの言葉であること。第二に、単に「権利の平等」という「個と個の対立」関係を掲げるのではなく、「男女の協同」を掲げることにより、「個と個の連帯」を示した点である。女性の権利が尊重されることは大切である。しかしそれは、男女が対立するための権利ではなく、連帯するための同等の権利であるべきだ、という主張だろう。男女が対立している社会ではなく、男女が連帯し、協働する社会こそ、覚醒婦人協会がめざした「文明」の姿だったのである。

『覚醒婦人』にみられる三点目の特徴は、組合運動である。それは、記事の構成にもみられる。組合関係の記事数が、労働環境に関する記事数に並んで最多であるが、この傾向は、全号を通して均等にみられるというよりも、後半になるにしたがって明確になる。2号では、詩の欄が6つの他、日記が1ページ、手紙形式の記事が3ページであり、これらの計5ページは体験談的要素の強い内容となっている。11号になると、詩は2編のみと減少し、創作物語はなく、それらに代わって藪下正太郎は、覚醒婦人協会がめざすべき組合としてイギリスの女性による消費組合を紹介し、小宮山富恵も組合運動の必要性を語るといったように、組合運動の記事が2ページ、子女の労働事情に関する実情調査が1ページの他、婦人大会出席の報告や組合運動の必然性を説く記事など、学術的かつ啓蒙的の記事が誌面の半分以上を占めるようになる。また17号では中心発起人の1人である織田やすが組合運動の必要性に触れるなど、17号から20号においても、組合、経済、労働問題に関する啓

31 三原編、前掲書 409頁

蒙の記事が常に誌面の半分以上を占める傾向が続く。また、消費組合加入の広告を掲載するなど、組合運動を覚醒婦人協会の活動の中心に据えている傾向は、号を追うごとに強くなる。組合運動を掲げる婦人運動として、1916年に設立された友愛会婦人部などがあるが、多くの婦人運動が積極的に組合運動を取り入れるようになってくるのは、1920年代半ば以降のことである。例えば、全関西婦人連合会代表者会で「消費組合の全国的連盟」が掲げられるのは1925年であり³²、婦人消費組合協会が結成されたのも1928年である³³。1921年から1923年の時点で覚醒婦人協会のように大々的に組合運動の必然性を掲げている婦人運動は希少であり、組合運動に対する着眼は、婦人運動の中では先駆的であったといえるだろう。

四点目は、キリスト教公共哲学に通じる発想である。例えば、藪下正太郎による次のような記事がある。

この二つの姉妹連合会³⁴はひとしく「ロツデール制度」の根本精神なる友愛と忠節とを緯とし経として協同民主政体を実現してゐるのであります。友愛の無いところには真の相互扶助は無く、忠節の無いところには真の自治的協同社会は無いのであります。協同消費組合運動が協同民主政体に根ざした運動である以上は、その最終の成功はひたすら自治的協同社会の構成員たる各個人の肩にかかつてゐるのであります。各個人が善且忠なる市民として協同民主政体に参与するときに協同民主政体はその真善真美を發揮するのであります。しからば自治的協同社会の善且忠なる市民となるためには私達は何をなすべきであるか？私達がなすべき道は唯一つしかありません。それは各人がまづ神の国の善且忠なる市民となることであります。まづ神の国の善且忠なる市民となるときに私達は期せずして自治的協同社会の善且忠なる市民となることが出来るのです／生ける父なる神は私達に温い友愛の神心と正義に燃ゆる忠節の赤誠とをめぐんでくれるのであります。³⁵（『覚醒婦人』11号）

藪下の述べる「友愛の無いところには真の相互扶助は無く、忠節の無いところには

32 石月、前掲書、66頁

33 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成-生活・労働IV』第7巻、不二出版、1995年、56頁

34 同文章中に登場するスコットランド協同消費組合卸売連合会とイングランド協同消費組合卸売連合会を指している。

35 『覚醒婦人』11号、覚醒婦人協会、1922年、4頁

真の自治的協同社会は無い」は、「友愛」と「連帯」をキーワードとするキリスト教公共哲学の概念に通じる。藪下は、「社会」とは、「自治的」な性格を持つ「協同」の場であり、そこでは「友愛」が必要であるとする。稲垣久和は「公共」の意味を、『人々の』『市民的な』『共有の』『開かれた』事柄に重きを置いて解釈³⁶としているが、覚醒婦人協会もまた、女性だけではなく男性も含み、またキリスト者だけではなく非キリスト者も含む。鈴木裕子の表現でいえば、覚醒婦人協会が「キリスト教人道主義、社会主義女性解放論、市民的女性運動の三者」³⁷という多様な人々に対して共有の場として開かれていた点からも、まさにキリスト教公共哲学でいうところの「公共性」を持っていたといえることができるだろう。

キリスト教公共哲学は、「信仰に基づいて文化を形成する力を表現する概念」³⁸であるキリスト教世界観をその基盤としている。上記の、信仰に基づいた良き市民となる、という藪下の発言は、このキリスト教世界観的発想にも通じる³⁹。藪下は、「まづ神の国の善且忠なる市民となるときに私達は期せずして自治的協同社会の善且忠なる市民となることが出来るのです」と述べる。それは、個人としての信仰が私的領域に閉じられたものではなく、「自治的協同社会」の場における良き市民としての公共領域に開かれた生き方となることを示しており、「信仰に基づいて文化を形成する力を表現する概念」を映し出しているといえる。同様のキリスト教世界観的発想は、例えば、17号の巻頭言を飾る織田の寄稿の中にもみられる。織田は、「社会生活の要因をなすものとして、経済問題と宗教問題との二分子を看過することはできないと思います」⁴⁰と記す。キリスト者の社会活動家であり賀川ハルの夫であった賀川豊彦も、「宗教は生活そのものである。それであるから、生活様式に含まれた総ての部分は、宗教的に取扱ふことが出来る」⁴¹と記し、信仰の世界と日常生活とは切り離されたものではなく、すべての生活領域は信仰の視点によって行うべきであるとしたが、「宗教」が「社会生活」に不可欠な「要因」であるとみなす織田の視点もまた、キリスト教世界観の視点と類似しているといえるだろう⁴²。

36 稲垣久和『改憲問題とキリスト教』教文館、2014年、64頁

37 鈴木編、前掲書(1994年)、37頁

38 稲垣久和『哲学的神学と現代』ヨルダン社、1997年、158頁

39 キリスト教世界観については、次の文献を参照。リチャード・マウ、稲垣久和・岩田三枝子訳『アブラハム・カイパー入門—キリスト教世界観・人生観への手引き』(教文館、2012年)。

40 三原編、前掲書、401頁

41 賀川豊彦「暗中隻語」(『賀川豊彦全集』第22巻、キリスト新聞社、1964年、100頁)

42 織田は覚醒婦人協会に加わる以前、米国オベリン大学で学んでいた。リベラルアーツ・カレッジと

『覚醒婦人』は、キリスト者が多数関わっているものの、キリスト教色を前面に出さない傾向にある。しかし、キリスト教色を全く封印しているわけでもない。寄稿を詳細に読むと、「神」「十字架」「エス」（イエス）などへの言及が随所にみられる⁴³。例えば、2号の小見山富恵と思われる「とみゑ」による歌では、「我起たん神よ赦せよこの願いわが同性の鎖を解かせ」や「いと聖く神は宣託（たく）しぬわれわれに／花と光りを地上に捲けと」⁴⁴と詠む。また同じく2号の馬島博子の寄稿では、「永遠の平和、家庭と云ふ大なる王国にいかによれば平和の宮殿は築かれるのでせうか／それは神による愛でなければ何物もございません」⁴⁵と記す。そのような中でも、キリスト教色を最も鮮明に記すのが、藪下正太郎の寄稿である。

人間はひとしく神の子として生みつけられたものである。（中略）人間はみな生みの親なる神の全きが如く全からんと欲しています。神の子にふさわしき生活を送ることは総ての人間のなすべきことであります。神の子は完全への無限の欲求を持つてゐます。神の子は伸びることを欲し、成長することを楽しみます。⁴⁶（『覚醒婦人』20号）

これだけの明確なキリスト教信仰がありながら、それを前面に出していないのは、覚醒婦人協会が、伝道を主目的とした機関ではなく、あくまでも労働婦人の生活環境全般の向上をめざすことを目的とした機関である、という認識からではないだろうか。それは、設立された機関の目的を明確にし、その領域における役割を他の領域に還元することなく、区別するという点で、キリスト教公共哲学における領域主権論的発想ともいえるだろう。稲垣は、新たな教会の福祉的な役割として、キリストの福音を包括的にとらえ、「その人のニードに応じた語りかけ」⁴⁷の必要性を提唱

して創設され、アメリカの中でも早くから女性やアフリカ系アメリカ人を受け入れたパイオニアの大学としても知られるこの大学で、織田がキリスト教世界観的発想を得てきた可能性も否定はできないと考える。

43 例えば、「オーロラの下に」『覚醒婦人』2号（三原編、前掲書、395頁）、長谷川初音「平和問題私見」（『覚醒婦人』19号〔三原編、前掲書、417頁〕）。

44 三原編、前掲書、394頁

45 三原編、前掲書、396頁

46 三原編、前掲書、428頁

47 稲垣、前掲書（2012年）、220頁

し、これを「新たな『宣教の神学』」⁴⁸と呼ぶ。『覚醒婦人』は、ゴム工場で働く「女工さん」たちに配布するための機関誌であったと想定すると⁴⁹、女工たちへの直接的な伝道を目的とした機関誌ではなく、彼らの必要に応え、彼らの福祉に応答する、という意味で、稲垣が述べる、新たな宣教の形であると位置づけることもできるだろう。

以上、各記事欄の特徴と傾向のまとめとして、次のことがいえる。1)「ブルジョア対プロレタリア」の構図はみられるものの、それは『覚醒婦人』の主要テーマではないこと、2)「個」としての女性の人権獲得を求めるだけでなく、男女の協働へとつながる人権であること、3)その方法として、「個」が戦うのではなく、「組合」という個人の自由意思による参加から生まれる協同体によって行うこと、4)それらの発想の根底には、キリスト教公共哲学に通じる発想の萌芽をもみとることができること、以上である。そして、これらの記事内容の特徴は、すでにみた覚醒婦人協会の宣言文・綱領における特徴とも一致している。

(3) 執筆陣

次に、執筆陣から覚醒婦人協会の特徴を考察する。執筆陣は、男女別では表1のような内訳になっている。

表 1

性別	人数
男性執筆者	9名
女性執筆者	19名
性別不明 ⁵⁰	2名

女性執筆陣の中には、与謝野晶子といった著名人が含まれている一方で⁵¹、「T子」「W子」といったイニシャルのみでの寄稿もあり、本名が伏せられている場合も多い。その一方で、性別が判明する執筆者に関しては、判明できる範囲では男性執筆者の

48 稲垣、前掲書(2012年)、24頁

49 神戸又新日報」1922年7月21日(http://www.core100.net/lab/pdf_torikai/017.pdf、2014年7月8日最終閲覧)

50 名字のみ記載、といった理由で、性別の判定が不可能であった。

51 三原編、前掲書、405頁

全員がフルネームで登場しており、「関西学院大学教授」といった社会的肩書きが明示されているものもある。

2号では、11名の執筆者のうち、性別の判明する限り全員が女性だが⁵²、11号では7名中2名、17号では6名中2名、18号では4名中4名、19号では6名中4名、20号では7名中4名が男性執筆者となっており、後半になるにしたがって男性執筆者の割合も高くなるのがわかる。

先の執筆者欄との関連からすると、次のことがいえる。女性執筆者の多くは体験談や講演会の報告といった身近な記事を執筆しているが、これに対して、組合のあり方や経済の仕組み等、啓蒙的な欄を執筆しているのは多くが男性である。鈴木裕子は、『覚醒婦人』第11号と第20号のみを目にしたうえで、「同誌は、すこぶる啓蒙的性格が強い。(中略)男性執筆者が多く、女性労働者の労働生活や、職業婦人の実態報告、協同消費組合運動に題材をとって、具体的に論を進めているのに対し、女性執筆者は、(中略)えてして観念的であり、抽象的である、たとえば、織由(ママ)やす子『お母さんは家にいなければならぬ』(第一号)のように『母を子供にかへせ。人間を家庭にかへせと、母を家庭から奪い去る文明の傾向を、おもむく儘に行かせてよいのだろうか』と慨嘆するだけでは、現に労働生活と家庭生活の二重の桎梏のなかで苦しむ女性労働者には、何ら、訴えるところがなかつただろう」⁵³と批判する。しかし、この時点で鈴木が目にしなかつた17号では、織田は巻頭言を飾り、その中で「覚醒婦人は堅実なる女子労働組合を産れ出でしめるために産婆の労をとる」⁵⁴として、組合運動の必要性に触れている。必ずしも鈴木が評価するように、女性執筆者が「観念的」で「抽象的」ばかりであるとは断言できないだろう。

(4) 想定読者層

それでは、『覚醒婦人』は、どのような読者層を想定していたのだろうか。まずは、主な読者であったと考えられる会員に関わる情報から確認する。

各号末に記載されている新入会員の名簿を整理すると、表2ようになる。

52 11名の執筆者のうち、10名が女性。1名は性別不明。

53 近代女性史研究会『女たちの近代』柏書房、1978年、296-297頁

54 三原編、前掲書、401頁

表 2

号	人数
2号	27名
11号	30名
17号	6名
18号	15名
19号	8名
20号	7名
	計 93名

現在未発見の号で公表されている新入会員の数がどの程度であったのかは不明であるが、1923年朝日新聞の記事では、「全国に八百名の会員を有する」とあり、神戸に260名、大阪に90名、京都に60名、東京に40名、その他岡山、和歌山、姫路、福岡各地に支部があるとされている⁵⁵。そのまま数を計算するならば、人数の記載されていない「その他」の地域に会員が350名ほどいたことになる。18号では15名の新入会員が報告され、報告欄に「本月から新会員が順次増加しつつあります」⁵⁶とあるが、仮に800名という人数が正確であれば、『覚醒婦人』には記載されていない会員も相当数いたことになる。新婦人協会では、『女性同盟』執筆者およびアンケート回答者、音楽会の出演者なども新婦人協会関係者として含めることとした⁵⁷として、新婦人協会関係者総数を「女性五一二人、男性二三四人、計七四六人」⁵⁷としている。もし覚醒婦人協会の会員数が800名ほどであるとするならば、新婦人協会と比較して小規模であったとは決していえないばかりか、会員数の点からは、むしろ同規模であったとさえいえる。

会員を住所別にみると、表3のようになっている。

55 三原編、前掲書、388頁

56 三原編、前掲書、416頁

57 折井美耶子・女性の歴史研究会編『新婦人協会の人びと』ドメス出版、2009年、14頁

表 3

地域	人数
兵庫県	32名
大阪	10名
京都	7名
それ以外の国内	42名
国外	2名

やはり、発起人である賀川ハルの本拠地である関西圏での会員数が目立っているものの、住所には、札幌、新潟、東京、神奈川、千葉、京都、和歌山、徳島、山口、さらには国外である朝鮮と、広範囲に会員の住所がみられる。18号には、神戸本部、大阪支部、和歌山支部、東京支部、下関市支部、門司市支部からの報告も掲載されていることから、活動は関西だけにとどまらず、全国範囲に及んでいたことが確認できる。日本各地で講演を行っていた賀川豊彦の人脈とも推測できる一方で、11号では「共立神学校」「共立女学校」からも計3名が加わっており、ハルの人脈もうかがえる。会員住所や事務所住所には、「キリスト教会」の記載もみられ、キリスト教界内での広がりもみることができる。

会員を男女別にみると、表4のようになる。

表 4

性別	人数
男性	23名
女性	64名
不明（名字のみ、外国名簿）	6名

労働婦人を対象とした活動であったが、会員は特に女性だけが多かったということではなく、約半数から三分の一ほどは男性会員であったことがわかる。

それでは、どのような社会的立場や職業に属している会員が多かったのだろうか。『覚醒婦人』には会員の職業は明記されていないが、11号の報告欄には、新しい会

員に「女学生のお方が多い様子」⁵⁸と記されていることから、読者層は労働婦人だけではなく、学生層にも広がりをみせていたことがうかがえる。覚醒婦人協会の1921年の事業の紹介には「職業婦人の覚醒及解放に必要な事業」、また「婦人職業状態の調査及改善」⁵⁹として、職業を持つ女性のための運動である旨が明記されている。1923年の綱領でも、やはり「労働婦人の啓蒙運動」であるとされている。1923年4月17日付の大阪毎日新聞には、覚醒婦人協会は「産婆、看護婦、女教員、タイピスト、事務員、女工、女書記、郵便局員といった風に、あらゆる職業の人々を内包しているが、『無産婦人を中心として』といふ綱領が叶つて経済的には無産級の婦人ばかり」⁶⁰と紹介されている。三原は、覚醒婦人協会の対象者を、「学校教員など、ある程度専門的な職業」の「職業婦人」よりも「女工や炭鉱労働者などの『無産婦人』」⁶¹と表現しているが、会員の内容を見る限りは、男性や知識階級も少なからず含まれていることから、『覚醒婦人』の読者層は、「労働婦人」に限定されず、男女を含めて、より多様な人々を含むものであったと考えられる。

しかし一方では、読者としての女工を特に意識している側面も『覚醒婦人』にはみられる。例えば、1921年3月4日付朝日新聞に掲載された長谷川初音の談話では、新婦人協会の機関誌『女性同盟』は、無産階級の女性には「定価が高いのと、全体の記事が女工の御方には少し六ヶ敷いと思われましてで別に此会の機関として『覚醒婦人』を発行したいと思つて居ます」⁶²と述べ、女工のための機関誌として出発したことが示される。また、『覚醒婦人』17号では「編集室」からの報告として、「本誌もあまり堅苦しい議論のみを以て填めてはどうかと思ひますので、この方面⁶³にも気をつけませう」といった案内や、「印刷所の間違ひで七頁の創作村のお薦はルビをつけませんでした／大変読みにくく体裁が悪いのですが今度から注意しま

58 『覚醒婦人』11号、1922年、8頁

59 三原編、前掲書、379頁

60 三原編、前掲書、385頁

61 三原、前掲「愛妻 ハルの幸い、社会の幸い」83頁

62 三原編、前掲書、379頁。『女性同盟』は発刊当初は一部25銭であったが、その後、30銭に値上げされた(折井美耶子・女性の歴史研究会編、前掲書(2006年)、146-7頁)。『覚醒婦人』は、会費が当初1か月10銭であったが、17号で「20銭に値上げ」とされている。『女性同盟』のページ数が増刊号で60ページ余りであったことに対して『覚醒婦人』は8ページなので、『女性同盟』が『覚醒婦人』よりも「高い」とは単純に言い切れないだろう。

63 短編創作、の意味。

す」⁶⁴と書かれていることから、「堅苦しい議論」にはなじみが薄く、ルビをつけなければ記事を読むことが難しい女工たちにも親しみやすい誌面を心掛けていた様子がうかがえる。また、創作物語のはしがきには「愛する女工さん達に」⁶⁵と対象を特定し、物語が女工たち向けであることを明示している。また、号の後半になるに従って、経済や平和問題といったひらがなルビのない啓蒙的な記事が増加しているが、学術的内容の記事が増加する一方で体験談的な記事が減少することに対して、『覚醒婦人』19号の編集室欄に「本誌も学術的論文は後援して下さる方が多数控へていますが、実際問題に関する記事は未だ物足らぬことを遺憾に存じます。皆様の御寄稿を切にお願い致します」⁶⁶とあるように、女工たちが身近に共有、共感することのできる「実際問題」を反映した体験談的な記事を盛り込むことで、覚醒婦人協会が当初から主眼としていた、女工たちがその活動から排除されないようにという配慮も感じられる。

また、『覚醒婦人』の執筆者の一人でもある小見山富恵が回想の中で、「あっこ（神戸）は郊外にゴム工場が多い。女工さんが多いから、女工さん向けの新聞を出した。『覚醒婦人』というのを発行した」⁶⁷と述べ、「女工向け」機関誌として意識されていたことが示される。また、覚醒婦人協会の活動として、東神護謨（ゴム）工場の女工たちが「賀川春子、長谷川初音両氏等の組織している覚醒婦人会に相談し」、「労働組合を組織し」⁶⁸と、当時の新聞で報道されていることから、覚醒婦人協会が女工のための活動を実際に行っていた様子がわかる。

これらのことを総合すると、次のような経緯が考えられる。創設当時は、長谷川が証言しているように、読者対象として女工を想定していた。そのために、機関誌定価も女工が支払いやすい金額に設定した。また誌面も、女工自身の声を多く取り上げ、女工の共感を呼ぶ内容にしていた。読み物の種類も、当時の婦人誌のスタイルに準じて創作の読み物を多く取り入れたり、記事にはルビを振ったり、女工の体験談を掲載するなど、女性労働者を読者層と想定して誌面を工夫していた様子がうかがえる。時間の経過と共に、覚醒婦人協会の会員や寄稿者など、賛同者には男性、

64 三原編、前掲書、408頁

65 三原編、前掲書、404頁

66 三原編、前掲書、424頁

67 渡辺悦次・鈴木裕子編『運動にかけた女たち』ドメス出版、1980年、20頁

68 「神戸又新日報」（1922年7月21日）（http://www.core100.net/lab/pdf_torikai/017.pdf、2014年11月7日最終閲覧）

女学生、大学教授といった多様な人々が含まれるようになり、それと比例して、『覚醒婦人』の内容も、ひらがなルビのない記事や、単に体験談だけではなく、組合運動の必要性を説くなど、啓蒙的な内容の記事が増加していった。その一方で、女工たちが読者層から取り残されないよう、女工向けの記事や、ルビ入りの記事などを掲載する努力がなされた。後半には、より論理的、学術的な内容の記事が増加し、また執筆者も男性が増えてくるが、ルビ付きの記事や体験談の記事、創作物語が皆無になったわけではなく、常に女性労働者、特に女工たちへの配慮がなされ、両者のバランスを取るために苦慮した様子を誌面を通してみることができる。

想定読者層の広がりから、女工を主眼にした覚醒婦人協会の活動が、女工に限定した活動ではなく、次第により多様な人々が含まれていった経過をうかがい知ることができる。

(5) 『覚醒婦人』にみる覚醒婦人協会の特徴

以上までの『覚醒婦人』の書誌内容を整理すると、次のような特徴が浮かび上がってくる。

一点目の特徴は、男女の協働である。覚醒婦人協会の経過全体からは、協会の活動自体が男女の協働の場となっていた様子をうかがうことができる。当初は女性を中心として展開していた活動は徐々にその協力者の範囲を拡大し、男性執筆陣による啓蒙記事が掲載されるようになり、また、会員名簿の約三分の一は男性名となったように、男性の会員も次第に内包されていった。実際に誌面の上でも、18号の記事では「真の生活革命運動は男女共同の努力によらなければとても成功しません。私共の全人的生活は男女の融合によつて創造されるのです」⁶⁹と記す。覚醒婦人協会は、女性であり労働者であるという、当時の社会にあって二重の弱者であった女性労働者の人権保護を目的としつつも、単に女性労働者の環境を改善すればよいという表面上の問題ではなく、社会における男女のパートナーシップの在り方という点から見直さなければ真の解決はない、という認識を基盤としていたのではないだろうか。これらの特徴は、先述したように、1921年の宣言文、また1921年と1923年の両方の綱領にも明確に表れているものである。覚醒婦人協会は、労働婦人の人権が尊重される男女協働の社会を目指していたが、この活動のあり方そのものが、めざしていた方向性の実現の場となっていたと評価できる。

69 三原編、前掲書、409頁

二点目の特徴は、「組合」運動という公共領域に向けられた視点である。『覚醒婦人』の誌面においては、協同組合の必要性が説かれるが、特に、後半の号には組合に関する啓蒙の記事が半数以上を占めるようになり、その必要性がより強調される。組合運動の中では特に『『女子労働組合運動の促進』と『消費組合運動の促進』に最も重大なる使命』⁷⁰があると記され、執筆記事以外でも、「購買組合にお入りになりませんか？」⁷¹といった神戸購買組合の広告を出すなど、組合活動の啓蒙を行っている。表現を変えるならば、女性の人権保護の一つの方法として「組合」を用いて、対象として「労働者女性」を選んだ、というのが覚醒婦人協会であった。さらに最終的な目的は、ただ組合運動の実現や職業婦人の覚醒にとどまらず、「文明」を光り輝かせるという広がりをも持っていた。ここには、「男女」、すなわちすべての人間が幸福に過ごすことのできる社会の実現をめざした視点が現れているといっていよう。

三点目の特徴は、キリスト教公共哲学的発想である。「人間はひとしく神の子として生」まれ、神の前における等しい人格として男女が協力し、信仰に基づいて良き市民となる、という発想が覚醒婦人協会の思想の根底にあったといえる。

結論 ― 今日における意義

覚醒婦人協会がこれまでキリスト教的視点から考察されなかったのは、覚醒婦人協会がキリスト教的思想を持ちながらも、表面的形態が賀川ハルら日本人によって発足した組織であるからだろう。他のいくつかのキリスト教婦人団体は、宣教国からの支援や協力があり、キリスト教の背景から生まれたことが明白であるが⁷²、その点、覚醒婦人協会は他国の宣教団体との関係はなく、表面上は他の日本の婦人運動と同様である。その証拠に、現在発見されている機関誌『覚醒婦人』の寄稿者や寄付者、会員名には、国外の宣教団体関係者らしき名前は一切登場しない。完全に、日本土着型の団体である。しかも、実際の活動に加わっている人々には、非キリスト者も多く含まれる。また、綱領にも直接的なキリスト教的言及は見当たらない。このような覚醒婦人協会の組織上の形態ゆえに、覚醒婦人協会の持つ独自のキリス

70 三原編、前掲書、425頁

71 三原編、前掲書、407頁

72 例えば、日本YWCA(The Young Women's Christian Association of Japan)は、世界YWCAの協力の下で1905年に設立された。

ト教的思想にはこれまで光が当てられてこなかったと思われる。

しかし、その組織的構造は他の女性団体と同類であったとしても、思想的にはキリスト教的視点を持っているところに、覚醒婦人協会の特有性があることを本稿で確認した。また、根底にはキリスト教的視点を持ちながら、それを前面に出すことがなく、覚醒婦人協会をあくまでも公共的な領域として維持し、覚醒婦人協会の理念に賛同する多様な思想、宗教、職業、性別の人々にその場を開放しているという独創性を持つ。このような、キリスト教的な思想を基盤にしながらも、宣教を主とした活動を展開するのではなく、女性の人権のための活動に徹し、またその理念や方向性に賛同するならばキリスト者であっても非キリスト者であっても活動の主体として内包していく様子は、多様な他者性ゆえに、高い公共性を持つという、キリスト教公共哲学的な発想にも通じるものである。

日本のキリスト教宣教という視点から見ると、このような活動が、欧米の宣教団体からの支援や協力によってではなく、日本の文脈(context)の中から出てきた、ということに、今日における日本宣教の広がりや可能性を考えるヒントを与えるものであると思われる。まさにキリスト教の文化脈絡化(contextualization)の一つの事例である。また、「個」としての女性の権利を主張する婦人運動が多数を占める当時の風潮の中で、覚醒婦人協会が男女の協働を掲げる点においては、男女のパートナーシップという側面からも興味深く、現代的課題に向けての示唆にも富んでいる。その意味で覚醒婦人協会の果たした役割は大正時代のみならず、今日においても重要な意味を持ちうるというもよいだろう。

これまで覚醒婦人協会は、婦人運動史の中でわずかに言及されるのみで、日本のキリスト教社会運動史の中では等閑視されてきた活動であった。活動にはまだ不明な点も多い。発起人や『覚醒婦人』記事寄稿者をはじめ、活動に関わった人々や各支部の活動内容も対象として研究範囲を広げ、さらに多角的な視野から活動の方向性を掘り下げていく必要がある。また、大正期に展開された婦人運動として、同時期の他の婦人運動との比較検討も必要であろう。

解明すべき点は多く残されているものの、賀川ハルが展開した覚醒婦人協会は、キリスト教公共哲学的発想を持つ初期婦人運動の婦人団体として、婦人運動史としても、また日本キリスト教史における社会運動としても大いに注目されていくべき活動であると思われる。